

年に一度は健診を受けましょう

令和3年度後期高齢者健康診査

治療中の人も健診の対象になりました



低料金で受診できる

後期高齢者医療広域連合が費用の大半を負担するため、自己負担金は500円です。

病気をいち早く発見

治療のための検査よりも広い範囲の検査をする場合も多く、健康チェックや早期発見により、病気の悪化の防止につながります。

口の機能、食習慣、社会参加など、機能が少し低下し始めた状態（フレイル）についてもチェックがあります。

対象者

福岡県後期高齢者医療の被保険者（長期入院者、施設入所者を除く）

会場

※県内の多くの医療機関で行って

います。かかりつけ医または前回健康診査を受けた医療機関に、直接電話などで予約してください。どの医療機関に予約していいかわからない場合は、問い合わせてください。

※必ず予約し、事前に検温のうえマスクを着用してください。

健診項目

◇身体計測◇血圧◇血糖検査◇尿検査◇肝機能検査◇血中脂質検査◇腎機能検査◇医師が必要と判断した場合に、貧血検査、心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査を行います。

受診票の送付時期

◇令和3年4月末現在被保険者の人 4月下旬
◇令和3年5月以降に75歳になる人 誕生月の10日頃

※75歳の誕生日前の受診はできません。

持ってくるもの

◇被保険者証（保険証）◇対象者に郵送する受診票（桃色）◇自己負担金（500円）◇前年度の健診結果（あれば）

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合
☎(651)3111
FAX(651)3901

65歳以上の介護保険料が変わります

令和3年度からの3年間の保険料（基準額および所得段階ごとの金額）を見直しました。（13ページ表参照）

基準額の見直し

基準額は、大野城市で今後3年間に必要な介護サービス費の見込額・65歳以上の人の負担割合・市内に住む65歳以上の人数をもとに算出しています。

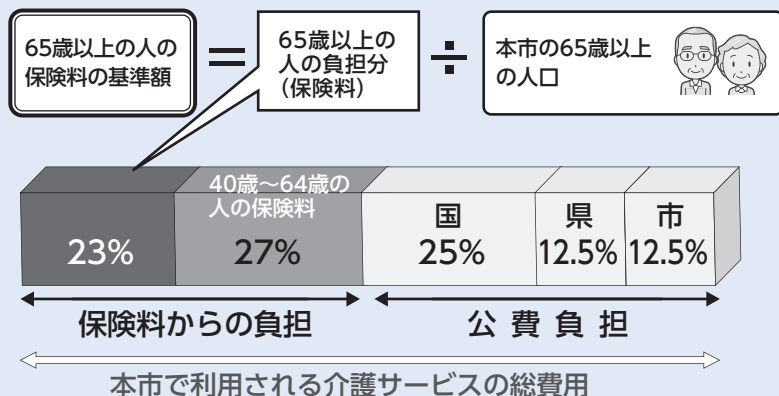
令和3年度の介護報酬改定などに伴い、基準額が月額で30円（約0.6%）増の5430円になります。

保険料の決定通知書の発送時期

◆普通徴収（納付書や口座振替で納付する方法）の人 6月中旬
◆特別徴収（年金から直接差し引く方法）の人 8月上旬

税制改正による影響

税制改正により、令和3年度から給与所得控除および公的年金等控除の見直しが行われますが、介護保険料の算定にあたっては、その影響を抑えるため、所得段階の判定の際に調整を行います。



問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当
☎(580)1860